

「日本地方自治憲章（試案）」について

平成15年7月

◆地方分権改革の目的

地方分権の基本は、地域住民のため、地方自治体が自らの責務を全うできる体制を築くことであり、国と地方のあり方を「中央集権画一型」から「地域の独自性が発揮できる住民主導の自己責任型行政システム」に根本から転換すること。

◆地方自治の国際標準 ～近接及び補完の原理～

地方自治の基本的なあり方としての「近接及び補完の原理(the principle of subsidiarity)」を取り入れた「ヨーロッパ地方自治憲章」(1985年採択)は、現在、欧州評議会加盟国のうち9割の国が批准している。また、ヨーロッパ地方自治憲章を参考に起草された「世界地方自治憲章(案)」(2000年国連特別総会準備会合提出)は、一部の国の反対により成案には至っていないものの、日本政府は基本的には賛成の立場に立っているにも関わらず、我が国の地方分権の進展は、世界地方自治憲章の理念(近接及び補完の原理)からほど遠い状況にある。

◆日本地方自治憲章の意義

近接及び補完の原理に基づいて、国と地方の役割分担を根本的に見直すためには、憲法改正等が必要となるが、その前段階として、地方自治制度のあるべき理念、原則を積極的に宣言するため、ここに「日本地方自治憲章」の制定を提唱する。

地方自治体はいうまでもなく、地域住民を始めとする多くの方々が、この「憲章」に盛り込まれた理念、原則に賛同し、協力・連携することで、民主主義と地方分権の原理に基づく国家構造の再構築と個性豊かな地域社会の実現がなされることを期待する。

岐阜発！日本地方自治憲章を考える会

日本地方自治憲章（試案）

1 地方自治の法制度上の位置づけ

地方自治の理念及び原則並びにその制度の大枠は、憲法で具体的に規定されなければならない。

2 地方自治の原則

- (1) 地方自治体は、その住民の直接又は間接の意思に基づき、当該住民の福祉の増進のため、地域における事務を自主的かつ総合的に行う権能を有する。
- (2) 住民は、直接又はその代表者を通じて、地方自治体の運営に参加し、地域の将来について決定する権利を有し、かつ責任を負う。
- (3) 地方自治体は、その行う事務に関する計画、過程及び成果の全てについて、その住民と情報を共有し、かつ、住民に対して説明する責任を負う。

3 地方自治の範囲

- (1) 地方自治の基本的な権限（自治立法権、自治行政権、自治課税権、自治司法権）及び責務は、憲法により規定する。ただし、この規定は、特定の目的のための権限及び責務の地方自治体への帰属を妨げない。
- (2) 地方自治体は、国際社会における国家の存立に関わる事務その他の国が専ら担うべき事務を除き、その地域内における事務を包括的に行う。
- (3) 基礎的自治体は、近接及び補完の原理に基づき、その地域内における事務の全てについて優先的に行う。
- (4) 広域的自治体は、その区域内の広域的な事項に関する事務及び基礎的自治体間の相互調整に関する事務を行うほか、技術的、経済的な合理性が要求され、かつ、地域住民の利益により正当化される範囲内において、基礎的自治体が行うことが適当でない認められる事務を行う。
- (5) 地方自治体の権能及び責務は、十分かつ独占的なものであり、憲法上の要請に基づき法律で規定される場合を除き、国又は他の地方自治体がこれを制限することはできない。

(6) 地方自治体は、国の義務に属する事務について、地域において処理する必要性があり、かつ、地域住民の利益により正当化される場合に限り、法律に定めるところにより、これを受託して処理することができる。この場合、地方自治体は、国から受託した事務について、その地域の実情を踏まえた権限行使ができる十分な裁量権が与えられなければならない。

(7) 地方自治体は、国の義務に属する事務に要する経費を負担する義務を負わない。

4 地方自治体の権能の保障

(1) 地方自治体が行う事務に関する法律は、地方自治体の自主性及び自立性を最大限に尊重し、大綱として制定されなければならない。

(2) 国が地方自治体に関する事項を定める場合には、それを決定するまでの過程において、地方自治体又は地方自治体の連合組織が対等に参画する機会を保障するとともに、地方自治体の意見を尊重しなければならない。

5 地方自治体の組織

(1) 地方自治体の長、議員及びその他条例で定める住民の代表者は、住民によって行われる直接・平等・普通選挙に基づく秘密投票によって自由に選出される。

(2) 地方自治体の組織については、地域の実情に応じた最も効果的な仕組みとして、地方自治体の条例により定める。

6 地方自治体の財源

(1) 地方自治体は、その事務を処理するために必要な費用を賄うために十分な財源が保障されなければならない。この財源は財政の持続性と信頼を保障するものでなければならず、その多くは、自らの判断と責任において税率を定め、賦課することができる地方税等の自主財源により確保されなければならない。

(2) 地方自治体が賦課する地方税又は地方自治体への割当が保障されている税は、地方自治体が行う事務に要する費用の変動に対応しうる十分な普遍性、安定性、伸張性のあるものでなければならない。

(3) 税源の偏在に伴う財源の不均衡を是正するため、垂直的（国と地方自治体間）又は水平的（地方自治体間）ないしはその両方により、地方自治体間の財政調整を行う制度が設けられなければならない。ただし、この制度により、地方自治体が政策決定権を行使する基本的な自由を制約してはならない。

- (4) 地方自治体は、現在の世代と将来の世代の負担の均衡を保つため、借入金により自由に財源を調達することができる。

7 地方自治の司法的救済

地方自治体は、憲法により保障された地方自治の原則の尊厳を保持するため、又は法律により規定された権限の自由を確保するため、司法的救済に訴える権利を有する。

8 地方自治体の連合権

- (1) 地方自治体は、その権限の行使にあたり、共同して共通の利益に関わる任務を遂行するため、他の地方自治体と連合組織を設けることができる。
- (2) 地方自治体は、地方自治体の国際的な連合組織に所属する権利を有する。

9 憲章の賛同者の責務

この憲章に賛同する者は、この憲章に基づく地方自治の確立に向けて努力するとともに、さらなる地方自治の発展のために協力するものとする。